

## 定期積金規定

## 1. (掛金の払込み)

この積金は証書記載の払込日に掛金を払込みください。2 回目以降の掛金は取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも払込みできます。払込みのときは必ずこの証書を持参してください。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、取引店で返却します。

## 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は満期日以後に給付契約金を支払います。

## 4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書記載の年利回の割合による遅延利息をいただきます。

## 5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないとき、または当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、および第 10 条第 3 項の規定により解約する場合は解約日までの払込期間により次のとおり計算します。
    - a. 払込期間が 1 年未満の場合は解約日の普通預金利率により計算します。
    - b. 払込期間が 1 年以上の場合は約定利回の 60% (小数点第 4 位以下は切捨てます。) を以て計算します。ただし、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率により計算します。
  - ② この計算の単位は 1 円とします。

## 6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の年利回に準じて計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

## 7. (満期日以後の利息)

満期日以後に解約する場合、給付契約金 (掛金総額に達しないときは掛金残高) に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

## 8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第 10 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの積金の開設をお断りするものとします。

## 9. (取引の制限)

- (1) 当行は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する積金契約者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該積金契約者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第 1 項から第 3 項に定めるいずれの取引等の制限についても、積金契約者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前三項の取引等の制限を解除します。

## 10. (解約)

- (1) この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して取引店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該積金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 積金契約者が積金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - a. 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
    - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - a. 暴力的な要求行為
    - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- e. その他前a. からd. に準ずる行為
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第9条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 第9条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

#### 11. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書を失った場合の証書の再発行もしくは給付契約金等の支払い、または印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

#### 12. (印鑑照合)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、積金契約者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 13. (盗難証書による払戻し等)

- (1) 盗取された個人の積金契約者名義の証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息等に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび積金契約者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日（盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な積金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - a. 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと
    - b. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと
    - c. 積金契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 本条の規定は、法人の積金契約者名義の積金には適用されません。

#### 14. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に取引店に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前が生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに、直ちに当行に提出してください。ただし、この積金で担保される債務があり、それが積金契約者の当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務で積金契約者が保証人となっている場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を勘案のうえ、順序方法

を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、証書記載の利回りを適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- (6) 第1項により相殺した後、満期日以後に解約する場合は、次のとおりとします。
- ① 第3条にかかわらず解約日現在の掛金残高およびその利息相当額を支払います。
  - ② 前号の場合の利息相当額は次により計算します。
    - a. 約定どおり払込みが行われているときは、払込日から満期日の前日までの期間については証書記載の利回りを適用し、満期日から解約日の前日までの期間については解約日における普通預金利率を適用して計算します。
    - b. 約定どおり払込みが行われていないときは、払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率を適用して計算します。
- (7) 第1項により相殺した後、当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、次のとおりとします。
- ① 解約日現在の掛金残高およびその利息相当額を支払います。
  - ② 前号の場合の利息相当額は、払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率を適用して計算します。

#### 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、休眠預金等活用法にもとづくこの預金口座に関する異動事由を、当行のホームページに掲載します。

#### 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日  
ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
  - ② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
  - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと（当該手続きが終了した日）
  - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

#### 19. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（上記第18条第2項において定める事由をいいます）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

#### 20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1 現在)